

特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会（以下「法人」という。）定款第18条第1項の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 役員の報酬については、総会の承認を得て、予算の範囲内において支給することができる。

(委任)

第4条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規定は、平成25年11月23日より適用する。